令和6年能登半島地震　新潟市の被害状況

第5回新潟市復旧・復興推進本部会議
資 料 4　令 和 6 年 7 月 5 日

1　人的被害の状況

（7月4日　8:00現在）

	計	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重傷者	3	0	0	0	0	0	0	3	0
軽症者	21	0	4	5	2	0	3	6	1

※石川県へ帰省中に罹災した死者1名（被害数については、石川県で掲載）

2　建物被害の状況

〇建物被害棟数

（7月4日　8:00現在）

	計	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲
全壊	98	0	0	9	0	1	1	80	7
半壊	3,674	8	14	381	270	35	50	2,833	83
一部損壊	11,451	253	351	1,568	1,130	621	649	6,090	789

※罹災証明交付件数から、共同住宅居住者等の重複分を除く
参考　損害判定基準（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）
全壊：５０％以上、半壊：２０％以上５０％未満、一部損壊：全壊及び半壊に至らないもの

令和6年能登半島地震　新潟市の被害状況

〇罹災証明申請件数

対　象：令和６年能登半島地震で被害を受けた住家
申請者：発災時の居住者及び所有者

（7月4日　8:00現在）

	計	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲
申請数	18,240	302	427	2,646	1,488	718	776	10,919	964

※重複、対象外（非住家）及び取り下げ分を除外

〇罹災証明書交付件数

（7月4日　8:00現在）

	計	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲
交付数（うち2次調査分）	16,859（401）	269（5）	378（8）	2,369（54）	1,445（16）	676（9）	708（11）	10,121（273）	893（25）
交付率（うち2次調査分）	92%（81%）								

※交付率は、申請数に対する交付数の割合

〇罹災証明書の判定区分別内訳（8区合計）

（7月4日　8:00現在）

	計	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
交付数	16,859	123	1,074	143	3,271	5,739	6,509

➢応援派遣よる支援

・1月7日より新潟県や県内市町村による「チームにいがた」、山形県及び秋田県から支援（3県68市町村　延べ1,980人）

各種支援制度の申請・利用状況

1　主な支援制度

※ 時点表記していないものは6/26現在の数値
※ 対象数は目安

○支援金

➢被災者生活再建支援金
被災者生活再建支援法等に基づく支援金が支給されます。【半壊以上】

申請数 3,885件　**利用率 93%**
対象数 4,166件　（市支援金分）

○減免関係

➢水道料金・下水道使用料の減免
地震により住宅被害を受けた方及び地震による漏水などで使用量の増加があった方に対し使用料が減免されます。【一部損壊以上】

申請数 14,477件　**利用率 92%**　※6月末現在
対象数 15,660件

➢固定資産税・都市計画税の減免
災害による被害を受けた場合など、特別な事情がある場合に納める税額を減額します。【半壊以上】

申請数 3,768件　**利用率 90%**
対象数 4,166件

○住宅関係

➢被災者住宅応急修理（国県）
住宅の日常生活に不可欠な最小限度の部分的な応急修理費用を上限額まで市が負担します。
【準半壊以上】

申請数 4,758件　**利用率 54%**　**（修理完了32%）**
対象数 8,757件

➢液状化等被害 住宅修繕支援（市）　新潟市独自
被災者住宅応急修理（国県）制度との併用が可能で住宅や敷地環境の修繕工事も対象とします。
【一部損壊以上】

申請数 6,685件　**利用率 46%**　**（修理完了37%）**
対象数 14,528件

➢液状化等被害 住宅建替・購入支援　新潟市独自
液状化等による住宅被害の建て替え・購入する方を支援します。【中規模半壊以上】

申請数　114件　**利用率 9%**
対象数　1,212件

各種支援制度の申請・利用状況

2　その他の支援制度

※ 時点表記していないものは6/26現在の数値

○住宅関係

➢賃貸型応急住宅（みなし仮設）
民間賃貸住宅を活用して、賃貸型の応急住宅を供与します。【半壊以上】

入居数　332件

➢市営住宅
市営住宅に一時的に無償で入居することができます。
【半壊以上又は応急危険度判定で「危険」の方】

入居数　31件

➢被災した家屋等の解体・撤去
被災した家屋等の解体等を所有者の申請に基づき市が代わって実施（公費解体）します。【半壊以上】

申請数　517件

➢災害援護資金貸付
半壊以上もしくは家財に価額の３分の１以上の被害があり、一定の所得に満たない世帯に対し、資金を貸付けます。【半壊以上】

申請数　85件

○ブロック塀・私道

➢被災ブロック塀等撤去工事補助事業　新潟市独自
危険な状態となったブロック塀等の撤去工事費を対象に３分の２を補助（上限20万円）します。

申請数　607件　※6月末現在

➢私道災害復旧支援制度　新潟市独自
緊急車両の乗り入れなど日常生活の根幹を支えている私道の原型復旧工事について全額支援します。

申請数　391件　※6月末現在

○その他

➢被災者転居費支援　新潟市独自
応急住宅などへの転居に係る引越費用に対し支援します。【半壊以上】

申請数　282件

➢市民税・県民税の減免
災害による被害を受けた場合など、特別な事情がある場合に納める税額を減額します。

申請数　376件　※ 5月末現在　5/31で受付終了

公費解体事業の進捗状況

１．申請期間

令和６年２月 26 日～12 月 27 日

２．申請受付件数等（6 月 30 日現在）

公費解体申請件数　　　：552 件（別途、費用償還：30 件あり）
公費解体決定通知件数：312 件（進捗率 56.5%）
解体着工済み件数　　：　30 件（進捗率　5.4%）
解体完了件数　　　　：　 7 件（進捗率　1.2%）

３．当初の予定より解体が進んでいない主な理由

○1 件あたりの解体工期が見込みより長くなっている。（2 週間 ⇒ 1 か月）
・住宅密集地での解体のため、隣家へ配慮する案件が多い
・リサイクルの推進、仮置き場、処分方法などの公費解体の手順に不慣れ
など

４．上記への対応策

○解体業者数の増加（新潟・下越地区の業者に加え中越地区も含める）
○解体チーム数の増加（子会社等への再委託を認める）
○作業効率の向上（隣家などある場合、同時に解体）
など

５．今申請した場合の解体完了期日

令和７年５月頃　（累積している申請を１か月 50 件で解体していった場合）